

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工） （簡易型・チャレンジカワサキ型）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者における ICT 施工技術を普及及び拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量（選択） （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工（選択） （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品 【※チャレンジカワサキ型は、<u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工）に基づき、同ガイドライン標準型又は同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。なお、同ガイドライン標準型（面管理）を選択した場合は、第2条の各施工プロセスより選択するものとする。</u>】</p> <p>2 ICT 活用工事（土工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量（<u>選択</u>） 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。また、従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による<u>もの</u>とする。 <u>ア</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>イ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>ウ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 <u>エ</u> 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 <u>オ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>	<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工） （簡易型・チャレンジカワサキ型）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者における ICT 施工技術を普及・拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量（選択） （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工（選択） （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品 【※チャレンジカワサキ型は、<u>上記プロセス内のいずれか1つ以上実施した工事</u>】</p> <p>2 ICT 活用工事（土工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。また、従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。<u>起工</u>測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による<u>測量</u>とする。 <u>ア</u> 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 <u>イ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>オ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>

川崎市ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等 <u>ただし、監督職員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u></p> <p>(2) 3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工（選択） (2)で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかのICT建設機械による施工を実施する。<u>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</u> <u>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 イ 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 ウ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 エ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術</p> <p><u>ただし、監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施した場合もICT活用工事とする。なお、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3)による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施することをいう。 <u>（出来形管理）</u> 出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 <u>ア</u> TS等光波方式を用いた出来形管理 <u>イ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 <u>ウ</u> RTK—GNSSを用いた出来形管理 <u>エ</u> 施工履歴データを用いた出来形管理 <u>オ</u> 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 <u>カ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>キ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ク</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p>	<p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等</p> <p>(2) 3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工 (2)で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかのICT建設機械による施工を実施する。</p> <p>ア 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 イ 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 ウ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 エ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術</p> <p><u>また、従来型建設機械による施工を実施しても、ICT活用工事とする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3)による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施することをいう。出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。 <u>（出来形管理）</u> 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 <u>ア</u> 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 <u>イ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ウ</u> TS等光波方式を用いた出来形管理 <u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 <u>オ</u> RTK—GNSSを用いた出来形管理 <u>カ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>キ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ク</u> 施工履歴データを用いた出来形管理</p> <p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>ケ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> ※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」等（品質管理） 品質管理にあたっては、<u>受注者は、河川・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）</u>について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p> <p>(5) 3次元データの納品 (1) (2) (4) により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事 <u>(土工)</u> は、以下の工種を含む工事とする。 ただし、土工 1000m³ 未満、<u>作業土工（床掘工）</u> を除く。 <u>(1) ICT 活用工事（土工）</u> ア <u>道路土工</u> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土 ・法面整形工 イ <u>河川土工、砂防土工</u> ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p>	<p>（品質管理） 品質管理にあたっては、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い本施工で採用する締固め回数を設定すること。 <u>土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとし、その場合もICT活用工事とする。</u></p> <p>(5) 3次元データの納品 (1) (2) (4) により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。 ただし、土工 1000m³ 未満、<u>小規模土工</u> を除く。 ICT 活用工事（土工） ア 土工 ・掘削 ・路体 <u>(築堤)</u> 盛土工 ・路床盛土 イ 法面整形工 ウ 河川維持工 ・機械土工（河床等掘削） エ <u>河川砂防工</u></p> <p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</p> <p>第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（<u>従来手法等を除く</u>）のいずれか <u>1つ以上</u> 選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点)</p> <p>第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」<u>及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。</u> <u>ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p>(工事費の清算)</p> <p>第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICT の活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。 【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全ての費用の計上及び設計変更の対象としない】</p> <p>(疑義について)</p> <p>第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p>	<p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</p> <p>第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセスのいずれかを選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点)</p> <p>第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」<u>及び「川崎市土木工事施工管理基準」に基づき実施する。</u></p> <p>(工事費の清算)</p> <p>第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。 【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全ての費用の計上及び設計変更の対象としない】</p> <p>(疑義について)</p> <p>第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン (土工 1000m³ 未満) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</p> <p>(趣旨) 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者における ICT 施工技術を普及及び拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(定義) 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 (1) 3次元起工測量 (選択) (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT 建設機械による施工 (選択) (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品 【※チャレンジカワサキ型は、<u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン (土工 1000m³ 未満) に基づき、同ガイドライン標準型又は同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。なお、同ガイドライン標準型 (面管理) を選択した場合は、第2条の各施工プロセスより選択するものとする</u>】</p> <p>2 ICT 活用工事 (土工 1000m³ 未満) の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>3次元起工測量 (選択)</u> 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。また、従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測によるものとする。 <u>ア</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>イ</u> TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 <u>ウ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 <u>エ</u> 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量 <u>オ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>	<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン (土工 1000m³ 未満) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</p> <p>(趣旨) 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者における ICT 施工技術を普及・拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(定義) 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 (1) 3次元起工測量 (選択) (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT 建設機械による施工 (選択) (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品 【※チャレンジカワサキ型は、<u>上記プロセス内のいずれか1つ以上実施した工事</u>】</p> <p>2 ICT 活用工事 (土工 1000m³ 未満) の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 起工測量 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。また、従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。<u>起工</u>測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による<u>測量</u>とする。 <u>ア</u> 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量 <u>イ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>エ</u> TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 <u>オ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>

川崎市ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等 <u>ただし、監督職員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u></p> <p>(2) 3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工 <u>（選択）</u> (2) で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかのICT建設機械による施工を実施する。<u>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。また、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準をもたすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 <u>ただし、従来型建設機械による施工を実施した場合もICT活用工事とする。なお、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3) による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施することをいう。 <u>（出来形管理）</u> 出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 <u>ア</u> TS等光波方式を用いた出来形管理 <u>イ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 <u>ウ</u> RTK-GNSSを用いた出来形管理 <u>エ</u> 施工履歴データを用いた出来形管理 <u>オ</u> モバイル端末を用いた出来形管理 <u>カ</u> 地上写真測量を用いた出来形管理 <u>キ</u> 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 <u>ク</u> 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ケ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>コ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p>	<p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等</p> <p>(2) 3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工 (2) で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかのICT建設機械による施工を実施する。</p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 <u>また、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3) による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施することをいう。出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。 <u>（出来形管理）</u> 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 <u>ア</u> 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 <u>イ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ウ</u> TS等光波方式を用いた出来形管理 <u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 <u>オ</u> RTK-GNSSを用いた出来形管理 <u>カ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>キ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ク</u> 施工履歴データを用いた出来形管理 <u>ケ</u> モバイル端末を用いた出来形管理 <u>コ</u> 地上写真測量を用いた出来形管理</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」等（品質管理） 品質管理にあたっては、<u>受注者は、河川・道路土工の品質管理（締固め度）について</u>、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p> <p>なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p> <p>(5) 3次元データの納品 (1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事（土工 1000m³ 未満）は、以下の工種を含む工事とする。 <u>ただし、作業土工（床掘工）を除く。</u></p> <p>(1) ICT 活用工事 ア <u>道路</u> 土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 イ <u>河川</u> 土工、砂防土工 ・<u>掘削工（河床等掘削含む）</u> ・<u>盛土工</u> ・<u>法面整形工</u></p> <p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p>	<p>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等（品質管理） 品質管理にあたっては、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p> <p>なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い本施工で採用する締固め回数を設定すること。 <u>土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとし、その場合もICT活用工事とする。</u></p> <p>(5) 3次元データの納品 (1)(2)(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事（土工 1000m³ 未満）は、以下の工種を含む工事とする。</p> <p>(1) ICT 活用工事 ア 土工 ・掘削 ・路体 <u>（築堤）</u> 盛土工 ・路床盛土工 イ 法面整形工 ウ <u>河川</u> 維持工 ・<u>機械土工（河床等掘削）</u> エ <u>砂防工</u> ・<u>土工（掘削）</u></p> <p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</p> <p>第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点する。 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（<u>従来手法等を除く</u>）のいずれか <u>1つ以上</u> を選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点)</p> <p>第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」<u>及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。</u> <u>ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p>(工事費の清算)</p> <p>第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICT の活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。 【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</p> <p>(疑義について)</p> <p>第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p>	<p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</p> <p>第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点する。 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセスのいずれかを選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点)</p> <p>第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」<u>及び</u>「川崎市土木工事施工管理基準」に基づき実施する。</p> <p>(工事費の清算)</p> <p>第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。 【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</p> <p>(疑義について)</p> <p>第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン (作業土工 (床掘工)) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</p> <p>(趣旨) 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事 (<u>作業土工 (床掘工)</u>) において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及 <u>及び</u> 拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(定義) 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 (1) <u>3次元</u>起工測量 (選択) (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT 建設機械による施工 (選択) (4) 該当なし (<u>※※</u>) (5) 3次元データの納品 【※チャレンジカワサキ型は、<u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン (作業土工 (床掘工)) に基づき、同ガイドライン標準型又は同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。なお、同ガイドライン標準型 (面管理) を選択した場合は、第2条の各施工プロセスより選択するものとする</u>】</p> <p>2 ICT 活用工事 (作業土工 (床掘工)) の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>3次元</u>起工測量 (選択) 従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した3次元データがある場合は積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、下記から選択して起工測量を実施しても可とする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による <u>もの</u> とする。 <u>ア</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>イ</u> TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 <u>ウ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 <u>エ</u> 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量 <u>オ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>	<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン (作業土工 (床掘工)) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</p> <p>(趣旨) 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及 <u>・</u> 拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(定義) 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 (1) <u>従来手法による</u> 起工測量 (選択) (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT 建設機械による施工 (選択) (4) 該当なし (5) 3次元データの納品 【※チャレンジカワサキ型は、<u>上記プロセス内のいずれか1つ以上実施した工事</u>】</p> <p>2 ICT 活用工事 (作業土工 (床掘工)) の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 起工測量 従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した3次元データがある場合は積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、下記から選択して起工測量を実施しても可とする。<u>起工</u> 測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による <u>測量</u> とする。 <u>ア</u> 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量 <u>イ</u> 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>エ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>オ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>カ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>キ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ただし、監督員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u></p> <p>(2) 3次元設計データ作成 発注図書と起工測量で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工を行うため3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工 <u>(選択)</u> (2) で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。<u>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 <u>ただし、従来型建設機械による施工を実施した場合も ICT 活用工事とする。なお、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 基本的に作業土工であるため該当なし。 <u>※※ただし、作成した3次元設計データと床付け等の計測値の確認を行うものとする。</u></p> <p>(5) 3次元データの納品 (2) で作成した3次元設計データを工事完成書類として電子納品することをいう。ただし、(1) において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事の対象規模は、以下の作業土工（床掘工）を含む工事とする。 ・平均施工幅 2 m 以上の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅 1 m 以上 2 m 未満の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅 1 m 未満の土砂の掘削等である床掘り <u>2 ICT 付帯構造物設置工と併せて実施すること。（単独では行わない。）</u></p>	<p><u>カ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>キ</u> RTK-GNSS を用いた起工測量</p> <p>(2) 3次元設計データ作成 発注図書と起工測量で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工を行うため3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工 (2) で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。</p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 <u>また、従来型建設機械による施工を実施しても ICT 活用工事とする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 基本的に作業土工であるため該当なし。</p> <p>(5) 3次元データの納品 (2) で作成した3次元設計データを工事完成書類として電子納品することをいう。ただし、(1) において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事の対象規模は、以下の作業土工（床掘工）を含む工事とする。 ・平均施工幅 2 m 以上の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅 1 m 以上 2 m 未満の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅 1 m 未満の土砂の掘削等である床掘り</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置) 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（<u>従来手法等を除く</u>）のいずれか <u>1つ以上</u> 選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」<u>及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。</u><u>ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p>(工事費の清算) 第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 出来形管理を実施しないため、標記経費は計上しない。 【チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全ての費用の計上及び設計変更の対象としない】</p>	<p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置) 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセスのいずれかを選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」<u>及び</u>「川崎市土木工事施工管理基準」に基づき実施する。</p> <p>(工事費の清算) 第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用、出来形管理を実施しないため、標記経費は計上しない。 【チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全ての費用の計上及び設計変更の対象としない】</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>（疑義について） 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>附 則 このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p>	<p>（疑義について） 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>（注意）</u></p> <p><u>○ ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u></p> <p><u>○ RTK:Real Time Kinematic（リアルタイムキネマティック）</u> <u>既知点と、移動局に GNSS のアンテナを設置し、既知点から移動局への基線ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。</u></p> <p><u>○ GNSS : Global Navigation Satellite System の略（全球測位衛星システム）</u></p> <p><u>○ 3次元マシンコントロール（MC）</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p><u>○ 3次元マシンガイダンス（MG）</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p> <p><u>○ TS : Total Station（トータルステーション）</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせると同時に測量できる機器。</u></p> <p>附 則 このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p data-bbox="197 234 293 264">附 則</p> <p data-bbox="143 298 857 328">このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="197 362 293 392"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="143 426 857 456"><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1214 234 1310 264">附 則</p> <p data-bbox="1160 298 1874 328">このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1205 362 1301 392"><u>（新規）</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工） （簡易型・チャレンジカワサキ型）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（<u>舗装工</u>）において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及<u>及び</u>拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量（<u>選択</u>） （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工（<u>選択</u>） （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品 <u>【※チャレンジカワサキ型は、川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工）に基づき、同ガイドライン標準型又は同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。なお、同ガイドライン標準型（面管理）を選択した場合は、第2条の各施工プロセスより選択するものとする。】</u></p> <p>2 ICT 活用工事（舗装工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量（<u>選択</u>） 起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による<u>もの</u>とする。 ア TS 等光波方式を用いた起工測量 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ウ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ただし、監督員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u> （2）3次元設計データ作成</p>	<p style="text-align: center;">川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工） （簡易型・チャレンジカワサキ型）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及・<u>拡大</u>させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工（<u>選択</u>） （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（舗装工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量 起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。<u>起工</u>測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測による<u>測量</u>とする。 ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 イ TS 等光波方式を用いた起工測量 ウ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>（2）3次元設計データ作成</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</p> <p>(3) ICT 建設機械による施工 <u>(選択)</u></p> <p>(2) で作成した3次元設計データを用いて、次に掲げる ICT 建設機械による敷均しの施工を実施する。</p> <p>ア 3次元マシンコントロールモーターグレーダ</p> <p><u>ただし、監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</u></p> <p><u>また、路盤工を実施しない場合でも、ICT 活用工事とする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>ICT 建設機械による施工により施工された工事完成物について、ICT を活用して施工管理を実施することをいう。</p> <p><u>(出来形管理)</u></p> <p>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。</p> <p>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p><u>ア</u> TS 等光波方式を用いた出来形管理</p> <p><u>イ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p><u>ウ</u> 地上レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p> <p><u>(1)、(2)、(4) により作成した</u> 3次元データを工事完成書類として納品する。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条</p> <p>本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。</p> <p>「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」「一般土木工事」を原則とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p>	<p>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</p> <p>(3) ICT 建設機械による施工</p> <p>(2) で作成した3次元設計データを用いて、次に掲げる ICT 建設機械による敷均しの施工を実施する。</p> <p>ア 3次元マシンコントロールモーターグレーダ</p> <p><u>但し、現場条件により、ICT 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は</u>監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>ICT 建設機械による施工により施工された工事完成物について、ICT を活用して施工管理を実施することをいう。出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。</p> <p><u>(出来形管理)</u></p> <p>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p><u>ア</u> 地上レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p><u>イ</u> TS 等光波方式を用いた出来形管理</p> <p><u>ウ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p> <p>(4) に<u>よる</u> 3次元出来形管理等の3次元施工管理データを工事完成書類として納品する<u>ことをいう</u>。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条</p> <p>本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。</p> <p>「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」「一般土木工事」を原則とする。ただし、従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)			R7 (現行)		
【ICT活用工事（舗装工）の対象工種種別】			【ICT活用工事（舗装工）の対象工種種別】		
工事区分	工種	種別	工事区分	工種	種別
・舗装	舗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工 	・舗装	舗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工
・水門			・築堤・護岸		
・堤防護岸	付帯道路工		・堤防護岸		
・砂防護岸			・砂防護岸		

(工事発注)
第4条
本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。

(ICT活用工事実施の推進のための措置)
第5条
発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評価にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。
【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（従来手法等を除く）のいずれか 1つ以上 を選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評価にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】

(ICT活用工事の導入における留意点)
第6条
受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。
ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(工事発注)
第4条
本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。

(ICT活用工事実施の推進のための措置)
第5条
発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評価にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。
【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセスのいずれかを選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評価にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】

(ICT活用工事の導入における留意点)
第6条
受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、施工管理、監督、検査にあたっては、従来通り「川崎市土木工事共通仕様書」及び「川崎市土木工事施工管理基準」に基づき実施する。

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>（工事費の清算） 第7条 （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> （2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。 【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</p> <p>（疑義について） 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>（工事費の清算） 第7条 （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。 【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</p> <p>（疑義について） 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>（注意）</u></p> <p><u>○ ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u></p> <p><u>○ RTK:Real Time Kinematic（リアルタイムキネマティック）</u> <u>既知点と、移動局に GNSS のアンテナを設置し、既知点から移動局への基線ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。</u></p> <p><u>○ GNSS : Global Navigation Satellite System の略（全球測位衛星システム）</u></p> <p><u>○ 3次元マシンコントロール（MC）</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p><u>○ 3次元マシンガイダンス（MG）</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地地盤データとの差分をオペレータに提</u></p>

川崎市ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>附 則 このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p><u>供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p> <p><u>○ TS：Total Station（トータルステーション） 距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせて同時に 測量できる機器。</u></p> <p>附 則 このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事試行ガイドライン (舗装工(修繕工)) (チャレンジカワサキ型)</u></p> <p><u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> <u>本試行ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（舗装工(修繕工)）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及・拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>(定義)</u> <u>第2条</u> <u>本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの内、いずれか1つ以上実施した工事をいう。</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量</u> <u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(5) 3次元データの納品</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（舗装工(修繕工)）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量</u> <u>起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。起工測量にあたっては、面計測を実施する。</u></p> <p><u>ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>イ TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>ウ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u></p> <p><u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>発注図書と 3次元起工測量で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>(2)で作成した 3次元設計データを用いて、次に掲げるいずれかの ICT 建設機械により施工する。</u></p> <p><u>ア 3次元マシンコントロール建設機械（路面切削機）</u> <u>イ 3次元マシンガイダンス建設機械（路面切削機）</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
	<p><u>ウ 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械</u> <u>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。</u></p> <p><u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（出来形管理）</u> <u>3次元マシンコントロールまたは3次元マシンガイダンス建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1）2）から選択して実施するものとする。</u></p> <p><u>1）TS等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>2）地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>また、3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3）により実施するものとする。</u></p> <p><u>3）施工履歴データを用いた出来形管理</u></p> <p><u>（5）3次元データの納品</u> <u>（1）（2）（4）により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p> <p><u>（対象工事）</u> <u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事（舗装工（修繕工））は、主たる工種が切削オーバーレイ工又は路面切削工で設計積算額が1,000万円以上（税込）となる案件の中から工事を発注する部署等が選択する。また、ICTによる舗装修繕工のうち、ICT路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業とする。</u></p> <p><u>（工事発注）</u> <u>第4条</u> <u>試行対象工事の発注は、受注者からの希望により、受発注者が協議の上で実施する「受注者希望型」方式とする。</u> <u>また、このガイドラインを適用する工事は、入札公告および特記仕様書</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
	<p><u>に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</u> <u>（ICT 活用工事実施の推進のための措置）</u></p> <p><u>第 5 条</u> <u>発注者は受注者が第 2 条の定義に定める施工プロセスを実施した場合は、工事成績評定にて 1 点×0.4=0.4 点を加点するものとする。</u></p> <p><u>（ICT 活用工事の導入における留意点）</u></p> <p><u>第 6 条</u> <u>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>（工事費の清算）</u></p> <p><u>第 7 条</u> <u>ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない</u></p> <p><u>（疑義について）</u></p> <p><u>第 8 条</u> <u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>（注意）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○ ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u> <u>○ 3次元マシンコントロール（MC）</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u> <u>○ 3次元マシンガイダンス（MG）</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
	<p>○ <u>TS : Total Station（トータルステーション）</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせて同時に</u> <u>測量できる機器。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</u></p>

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン</u> <u>(舗装工(修繕工)) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</u></p> <p><u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> 本試行ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（舗装工(修繕工)）において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及及び拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p><u>(定義)</u> <u>第2条</u> 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの内、いずれか1つ以上実施した工事をいう。 <u>(1) 3次元起工測量 (選択)</u> <u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>(3) ICT 建設機械による施工 (選択)</u> <u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(5) 3次元データの納品</u> 【※チャレンジカワサキ型は、川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工(修繕工)）に基づき、同ガイドライン標準型又は同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。なお、同ガイドライン標準型（面管理）を選択した場合は、第2条の各施工プロセスより選択するものとする】</p> <p><u>2 ICT 活用工事（舗装工(修繕工)）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 3次元起工測量 (選択)</u> 起工測量とは、次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測するものとする。 <u>ア TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>イ TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量</u> <u>ウ 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量</u> ただし、監督員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。</u></p> <p><u>（3）ICT建設機械による施工（選択）</u> <u>（2）で作成した3次元設計データを用いて、次に掲げるいずれかのICT建設機械により施工する。以下ア、イに示すICT建設機械により施工する場合、位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</u> <u>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u> <u>ア 3次元マシンコントロール建設機械（路面切削機）</u> <u>イ 3次元マシンガイダンス建設機械（路面切削機）</u> <u>ウ 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械</u> <u>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。</u> <u>ただし、監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</u></p> <p><u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（出来形管理）</u> <u>3次元マシンコントロールまたは3次元マシンガイダンス建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下ア、イから選択して実施するものとする。</u> <u>ア TS等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>イ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>また、3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下ウにより実施するものとする。</u> <u>ウ 施工履歴データを用いた出来形管理</u></p>	

R8 (改正後)	R7 (現行)						
<p><u>(5) 3次元データの納品</u> <u>(1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p> <p><u>(対象工事)</u> 第3条 <u>本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事（舗装工(修繕工)）は、「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」、「一般土木工事」及び「維持修繕工事」とする。</u> <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>【ICT活用工事（舗装工（修繕工））の対象工種種別】</p> <table border="1" data-bbox="114 651 1117 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 651 378 694">工事区分</th> <th data-bbox="378 651 667 694">工種</th> <th data-bbox="667 651 1117 694">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 694 378 810"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事 </td> <td data-bbox="378 694 667 810" style="text-align: center;"> <p>舗装工</p> </td> <td data-bbox="667 694 1117 810"> <p>切削オーバーレイ工 路面切削工</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(工事発注)</u> 第4条 <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書にICT活用工事の対象工事であることを明示する。</u></p> <p><u>(ICT活用工事実施の推進のための措置)</u> 第5条 <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを実施した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。</u> 【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（従来手法等を除く）のいずれか1つ以上を選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</p> <p><u>(ICT活用工事の導入における留意点)</u> 第6条 <u>受注者が円滑にICT活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定めるICT活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用</u></p>	工事区分	工種	種別	<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事 	<p>舗装工</p>	<p>切削オーバーレイ工 路面切削工</p>	
工事区分	工種	種別					
<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事 	<p>舗装工</p>	<p>切削オーバーレイ工 路面切削工</p>					

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>（工事費の清算）</u></p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p><u>（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</u> <u>標記費用は計上しない。</u></p> <p><u>【※チャレンジカワサキ型においては、ICT施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</u></p> <p><u>（疑義について）</u></p> <p><u>第8条</u> <u>本ガイドラインによるICT活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン</u> <u>(法面工) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</u></p> <p><u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（法面工）において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及及び拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p><u>(定義)</u> <u>第2条</u> 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 <u>(1) 3次元起工測量（選択）</u> <u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>(3) 該当なし（ICT 建設機械による施工）</u> <u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(5) 3次元データの納品</u> <u>【※チャレンジカワサキ型は、川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（法面工）に基づき、同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。】</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（法面工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 3次元起工測量（選択）</u> 起工測量において次に掲げる方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測によるものとする。 また、法面工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。 <u>ア TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>ウ RTK-GNSS を用いた起工測量</u> <u>エ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</u> <u>オ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p><u>キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ただし、監督員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u></p> <p><u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</u> <u>また、3次元設計データ作成は I C T土工等と合わせて行う。</u> <u>現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。</u></p> <p><u>（3）ICT 建設機械による施工</u> <u>法面工においては該当なし</u></p> <p><u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（出来形管理）</u> <u>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。</u> <u>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</u> <u>ア TS 等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</u> <u>ウ RTK-GNSSを用いた出来形管理</u> <u>エ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>オ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</u> <u>カ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>キ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>ク 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記ア～エの I C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよいものとする。</u> <u>（出来形管理基準及び規格値）</u> <u>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記で定める計測技術を用い3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の出来形管理要領による。</u> <u>（出来形管理帳票）</u> <u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</u></p> <p><u>（5）3次元データの納品</u> <u>（1）、（2）、（4）により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p> <p><u>（対象工事）</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事は、「一般土木工事」、「法面処理工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下に該当する工事とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u> <u>対象工種 ICT活用工事の対象は、以下の工種とする。</u> <u>植生工：（種子散布）（張芝）（筋芝）（市松芝）（植生シート）</u> <u>（植生マット）（植生筋）（人工張芝）（植生穴）</u> <u>植生工：（植生基材吹付）（客土吹付）</u> <u>吹付工：（コンクリート吹付）（モルタル吹付）</u> <u>吹付法砕工</u> <u>落石雪害防止工</u></p> <p><u>（工事発注）</u></p> <p><u>第4条</u> <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書にICT活用工事の対象工事であることを明示する。</u></p> <p><u>（ICT活用工事実施の推進のための措置）</u></p> <p><u>第5条</u> <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。</u> <u>【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（従来手法等を除く）のいずれか1つ以上を選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</u></p> <p><u>（ICT活用工事の導入における留意点）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>受注者が円滑にICT活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管</u></p>	

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>理、監督、検査にあたっては、原則として、川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>（工事費の清算）</u></p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p><u>（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</u> <u>標記費用は計上しない。</u> <u>【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</u></p> <p><u>（疑義について）</u></p> <p><u>第8条</u> <u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン</u> <u>（付帯構造物設置工）（簡易型・チャレンジカワサキ型）</u></p> <p><u>（趣旨）</u> <u>第1条</u> 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（付帯構造物設置工）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及及び拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p><u>（定義）</u> <u>第2条</u> 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 <u>（1）3次元起工測量（選択）</u> <u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>（3）該当なし（ICT 建設機械による施工）</u> <u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（5）3次元データの納品</u> <u>【※チャレンジカワサキ型は、川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（付帯構造物設置工）に基づき、同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。】</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（付帯構造物設置工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>（1）3次元起工測量（選択）</u> 起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測によるものとする。 また、付帯構造物設置工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。 <u>ア TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>ウ RTK-GNSS を用いた起工測量</u> <u>エ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</u> <u>オ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（新規）</u></p>

川崎市ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ただし、監督員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u></p> <p><u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</u> <u>3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。</u></p> <p><u>（3）ICT建設機械による施工</u> <u>付帯構造物設置工においては該当なし</u></p> <p><u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（出来形管理）</u> <u>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。</u> <u>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</u> <u>ア TS等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</u> <u>ウ RTK-GNSSを用いた出来形管理</u> <u>エ モバイル端末を用いた出来形管理</u> <u>オ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>カ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</u> <u>キ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>ク 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>ケ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>（出来形管理基準及び規格値）</u> <u>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。</u> <u>（出来形管理帳票）</u> <u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</u></p> <p><u>（5）3次元データの納品</u> <u>（1）、（2）、（4）により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p>	

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。</u> <u>【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセス（従来手法等を除く）のいずれか1つ以上を選択したうえ実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</u></p> <p><u>(ICT 活用工事の導入における留意点)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>(工事費の清算)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> <u>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用標記費用は計上しない。</u> <u>【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上及び設計変更の対象としない】</u></p> <p><u>(疑義について)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p>	

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン</u> <u>(擁壁工) (簡易型・チャレンジカワサキ型)</u></p> <p><u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（擁壁工）において、ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり、主に市内中小企業者において ICT 施工技術を普及及び拡大させるための取組の一環として、必要な事項を定めるものである。</p> <p><u>(定義)</u> <u>第2条</u> 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 <u>(1) 3次元起工測量（選択）</u> <u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>(3) 該当なし（ICT 建設機械による施工）</u> <u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(5) 3次元データの納品</u> <u>【※チャレンジカワサキ型は、川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（擁壁工）に基づき、同ガイドライン簡易型の施工プロセスのいずれか1つ以上を選択するものとする。】</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（擁壁工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 3次元起工測量（選択）</u> 起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、管理断面及び変化点の計測によるものとする。 また、擁壁工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。 <u>ア TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>ウ RTK-GNSS を用いた起工測量</u> <u>エ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</u> <u>オ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ただし、監督員との協議の上、従来手法による起工測量を実施してよいものとする。</u></p> <p><u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</u> <u>3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行う。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>擁壁工においては該当なし</u></p> <p><u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき、管理断面及び変化点の計測による管理を行う。</u> <u>(出来形管理)</u> <u>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</u> <u>ア TS 等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</u> <u>ウ RTK-GNSSを用いた出来形管理</u> <u>エ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</u> <u>オ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>(出来形管理基準及び規格値)</u> <u>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本ガイドラインの対象外とする。</u> <u>(出来形管理帳票)</u> <u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</u></p> <p><u>(5) 3次元データの納品</u> <u>(1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p> <p><u>(対象工事)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事は、「一般土木工事」、「擁壁工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下に該当する工事とする。</u> <u>対象工種 ICT活用工事の対象は、以下の工種とする。</u> <u>擁壁工</u></p>	

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>※基礎工（均しコンクリート、砕石基礎等）は含まれません。</u></p> <p><u>(工事発注)</u> <u>第4条</u> <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</u></p> <p><u>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</u> <u>第5条</u> <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。</u> <u>【※チャレンジカワサキ型においては、施工プロセスのいずれかを選択したうえで実施し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点するものとする。】</u></p> <p><u>(ICT 活用工事の導入における留意点)</u> <u>第6条</u> <u>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>(工事費の清算)</u> <u>第7条</u> <u>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> <u>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用標記費用は計上しない。</u> <u>【※チャレンジカワサキ型においては、ICT 施工に係る全て費用の計上</u></p>	

川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p><u>及び設計変更の対象としない】</u></p> <p><u>（疑義について）</u></p> <p><u>第 8 条</u></p> <p><u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	